

住居表示のしおり

《平成22年10月12日(火)から住所の表し方が変わります》

下鶴間地区（下鶴間3782番地～4271番地）及び南林間三丁目11番17号～19号の区域で町界及び町名を設定し、住居表示を実施します。

本日お届けしました「住居表示通知書」のとおり住所の表し方が変わりますので、実施日以降は、この新しい住所の表示をご使用ください。

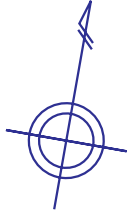
※住所変更の手続きは、平成22年10月12日(火)からとなりますのでご注意ください。

〔目次〕

住居表示実施区域図	-----	1
1. お届けしたもの	-----	2
2. 郵便について	-----	3
3. 新しい住所等の表し方	-----	4
4. 表示板の設置	-----	6
5. 建物の新築・改築等をする場合に必要な届出	-----	6
6. 住所変更の手続	-----	7
(1) 個人で手続する必要がないもの	-----	7
(2) 個人で手続する必要があるもの	-----	8
住所変更手続先一覧表	-----	9
★ 運転免許証記載事項変更届の作成要領	-----	12
★ 国民・厚生年金受給権者住所変更届の作成要領	-----	14
★ 登記申請書の作成要領	-----	15
関係機関位置図	-----	24



住居表示実施区域図



相模原市

中央林間五丁目

中央林間西七丁目

相模カンツリー倶楽部

中央林間駅

中央林間三丁目

大和市立
緑野保育園

大和市コミュニティ
センター緑野会館
大和市緑野児童館

小田急江ノ島線

座間市

中央林間西六丁目

中央林間西
五丁目

中央林間西
四丁目

大和市立
緑野小学校

鶴間新町
自治会館

中央林間一丁目

県道50号座間大和線

中央林間西三丁目

中央林間西二丁目

中央林間西
一丁目

南林間三丁目

神奈川県立
大和西高等学校

南林間八丁目

南林間九丁目



凡 例	
新 町 界	
新 町 名	中央林間西一丁目

1. お届けしたもの


① 住居表示通知書

住所の表し方がどのように変わるのかをお知らせする、右の図のような書類です。1世帯に10通ずつ（1枚の用紙に2通分印刷）配付しています。

住所変更の手続の際に、住所変更の証明書として使用できますので、大切に保管してください。

手続については、8ページ「(2)個人で手続する必要があるもの」をご覧ください。

(例)

住居表示通知書		平成22年〇月〇〇日
大和 太郎 様		神奈川県大和市長 大木 哲 
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。		
氏名、名称または施設の名称	大和 太郎	大和 花子
	大和 一郎	大和 二郎
住居施設の場所の表示	実施前	大和市下鶴間4203番地
	実施後	大和市中央林間西五丁目3番1号
住居表示の実施期日	平成22年10月12日	
*この住居表示通知書は、住居表示変更証明書として使用できます。		

住居表示通知書がさらに必要な場合は、10月12日(火)以降に、住居表示通知書と同じ効力を持つ「住居表示変更証明書」を、市役所市民課、渋谷分室、中央林間連絡所、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所において無料で発行しますのでご利用ください。

② 「住居表示のお知らせ」用はがき（1世帯に50枚配付）

3ページ「2. 郵便について」をご覧ください。

③ 住居表示新旧対照案内図

新しい町の境界・名称、街区符号、住居番号を記入した図面です。参考にしてください。

④ 年金受給権者住所・支払機関変更届（2枚）、返信用封筒（市役所行）

14ページ「★国民・厚生年金受給権者住所変更届の作成要領」をご覧ください。

⑤ 登記申請書

不動産所有者の住所変更登記、法人変更登記(法人のみ同封)のための申請用紙です。15ページ以降の「★登記申請書の作成要領」をご覧ください。

※ これからお届けするもの

◎ 「本籍の変更について(お知らせ)」

住居表示実施区域内に本籍のある方については、町名等の変更に伴い、本籍の表示が変わります。(5ページ参照) このため、変更した本籍をお知らせするための「本籍の変更について(お知らせ)」と運転免許証等の記載事項変更に使っていただくための「土地の名称等変更証明書」(12ページ参照)を10月12日(火)以降に郵送いたします。

なお、「土地の名称等変更証明書」については、10月12日(火)以降に市役所市民課、渋谷分室、中央林間連絡所、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所においても無料で発行しますのでご利用ください。

2. 郵便について

① 「住居表示のお知らせ」用はがきについて（1世帯に50枚配付）

- ・このはがきは、郵便事業株式会社が発行する無料はがきです。住所の表し方が変わったことを親戚、知人等へ通知するためにご使用ください。なるべく早めの投函をお願いします。
- ・記入したはがきを差し出す際は、はがきの入っていた封筒にまとめて入れて、郵便ポストに投函してください。（数回に分けて出される場合は、輪ゴム等で束ねてください。）
- ・パソコン等で私製はがきを作成して使用する場合には、書式はお届けしたはがきと同様とし、事前に郵便事業株式会社大和支店に提出して、作成枚数をお伝えください。
- ・枚数が不足する場合は、郵便事業株式会社大和支店(下記)までお問合せください。

(書式例)

通信 事務 郵便	郵便はがき	住居表示のお知らせ	
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	平成22年10月12日から住居表示が実施され、お知り合いの方の住所が次のとおり変更になりますのでお知らせいたします。	
日本郵便大和支店	〇	〇今後郵便をお出しの際は、お手数ですが新住所名をご記入ください。	
	〇	〇あなたの住所録をご訂正くださるようお願いいたします。	
	〇	記	
	〇	新住所名	
	〇	郵便番号 242-0008	
	〇	大和市中央林間西 〇丁目 〇番 〇号	
	〇	()方	
	〇	ご氏名 〇 〇 〇 〇	
	様	(集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。)	
2421817191	<あなたの住所にも郵便番号を>		

② あて先が旧住所で書かれた郵便物について

旧住所での郵便物は、住居表示の実施後数年程度は配達されます。

また、それ以降については、実施時の資料などにより把握できる範囲で配達されます。

③ 郵便番号について

郵便番号は以下のように変更されます。

中央林間西一丁目～七丁目 **2420008**

④ 郵便についての問合せ先

郵便事業株式会社 大和支店

☎ 046-261-1785

(受付時間 午前 8:00 ~ 午後 7:00)

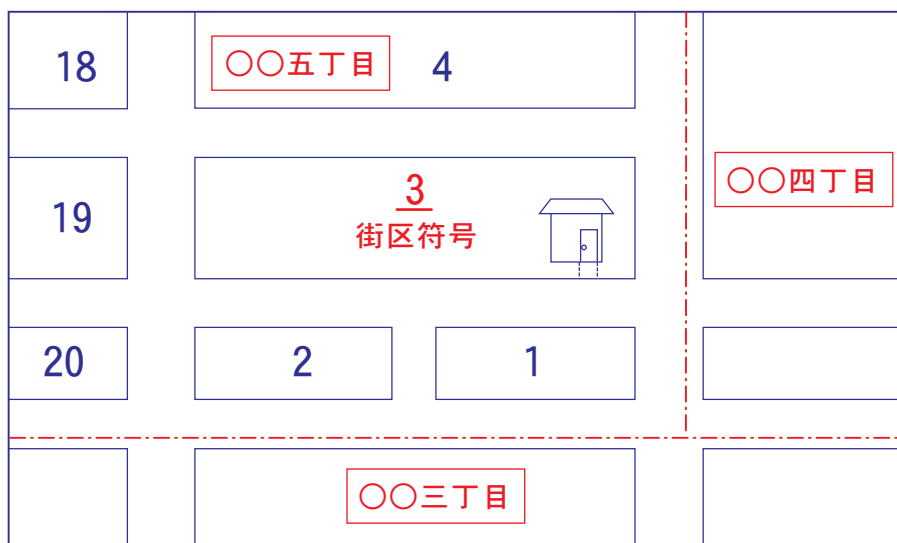
3. 新しい住所等の表し方

- 住所を地番（土地の番号）で表す従来の方法ではわかりにくいため、「**住居表示**」により下図のように町界及び町名を分かりやすくし、街区と各戸に順序よく番号をつけます。

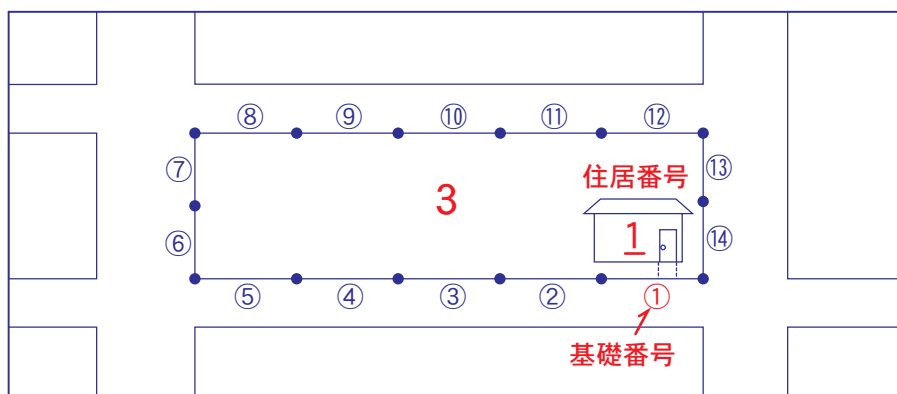
◎ 住居表示のあらまし

- 町の区域を適正な広さ・形に整理し、町名を付けます（町界・町名の変更）。

- 道路などで分かりやすい街区に分け、番号（**街区符号**）をつけます。



- 街区の周囲を一定の間隔で区切り、一連の番号（**基礎番号**）を付けます。各戸の出入口の位置により、基礎番号に従って**住居番号**を付けます。



- 住居表示後の住所（例）

大和市 中央林間西五丁目 3 番 1 号

◎ 新しい住所等の表し方の例

住所の表し方 → **新しい町名と街区符号・住居番号**で表します。

旧 大和市 下 鶴 間 4 2 0 3 番地 1

新 大和市 中央林間西五丁目 **3番** **1号**
新しい町名 街区符号 住居番号

※30戸以上のマンション等で、住所に部屋番号を採用した場合

→ **住居番号に部屋番号が組み込まれます。**

旧 大和市 下 鶴 間 4 2 0 3 番地 1 △△マンション101号室

新 大和市 中央林間西五丁目 **3番** **1-101号**
新しい町名 街区符号 住居番号

本籍の表し方 → **新しい町名と従来の地番**で表します。

※ 住所の表し方とは異なりますのでご注意ください。

旧 大和市 下 鶴 間 4 2 0 3 番地 1

新 大和市 中央林間西五丁目 **4 2 0 3 番地 1**
新しい町名

なお、実施日(10月12日)以降、転籍届により、街区符号を用いて本籍を表示することもできます。
詳しくは、市役所市民課までお問合せください。(☎ 0 4 6 - 2 6 0 - 5 1 1 1)

例 大和市 中央林間西五丁目 **3番**
新しい町名 街区符号

不動産(土地、建物)の表し方 → **新しい町名と従来の地番**で表します。

※ 法務局での登記事項証明書、市役所での固定資産税証明等の請求の際は、この表し方で申請してください。

法務局にある登記記録の土地の表し方

旧 大和市 下鶴間字丁四号 4 2 0 3 番 1

新 大和市 中央林間西五丁目 **4 2 0 3 番 1**
新しい町名

法務局にある登記記録の建物の所在の表し方

旧 大和市 下鶴間字丁四号 4 2 0 3 番地 1

新 大和市 中央林間西五丁目 **4 2 0 3 番地 1**
新しい町名

4. 表示板の設置

◎ 町名表示板、住居番号表示板

新しい町名と街区符号・住居番号が表示されている小型のアルミ製プレートを、1棟の建物に1枚ずつ取り付けます。大和市の委託業者（市の身分証明書を携帯）が作業に伺いますので、取り付け箇所のご指示をお願いいたします。

町名表示板・住居番号表示板(例)



◎ 街区表示板

新しい町名と街区符号が表示されているアルミ製のプレートを、各街区の見やすい位置にある電柱（民地内の電柱を含む）に設置いたします。

また、見やすい位置に電柱がない場合は、塀やフェンス等に取り付ける場合もあります。この場合、大和市の委託業者（市の身分証明書を携帯）が予め該当する方へお願いに伺います。ご理解とご協力をお願いいたします。

街区表示板(例)



5. 建物の新築・改築等をする場合に必要な届出

◎ 建物の新築・建替えをする場合

住居表示実施日以降、建物の新築・建替えをする場合には、住居番号を付ける必要がありますので、「住居番号設定届」を市役所市民課に提出してください。

◎ 建物の出入口の変更に伴う改築、取り壊し等をする場合

住居番号の変更、廃止を要しますので、上記と同様に届出をしてください。

届出書配布場所

市役所市民課

市役所ホームページ

(ホーム>目的から探す>届出・証明書>戸籍・住民登録>申請書ダウンロード>住居番号設定・変更・廃止届)

皆さんの届出に基づき現場を調査したうえで、決定した住居番号を郵送にてお知らせします。（町名表示板・住居番号表示板も同封します。）

6. 住所変更の手続

(1) 個人で手続する必要がないもの

次のものは、市役所等に変更しますので、皆さんが手続する必要はありません。

□ 市役所が保管している台帳等

- ・住民基本台帳(住民票)、戸籍(戸籍謄本)、印鑑登録原票(印鑑証明書)、外国人登録原票
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険
- ・固定資産(補充)課税台帳(土地、家屋、償却資産)、市県民税課税台帳、法人市民税課税台帳、軽自動車税課税台帳
- ・児童手当台帳
- ・小児医療証、**親**福祉医療証、児童扶養手当証書
- ・心身障害者医療費助成、障害福祉サービス、障がい児者を対象とした手当、要援護者登録
- ・選挙人名簿
- ・犬の登録原簿
- ・図書貸出利用者カード

□ 法務局が保管している台帳等

土地登記簿の表題部の所在欄、建物登記簿の表題部の所在欄

□ 日本年金機構が保管している台帳等

国民年金第1号被保険者(自営業者、学生等)
ただし、第2号被保険者、第3号被保険者を除く。(9ページ参照)

□ 公共サービス等

上下水道、東京ガス、NTT(固定電話)、郵便(郵便貯金、保険等は手続が必要)、東京電力、NHK

□ パスポート(旅券)

お手持ちのパスポート(旅券)の最終ページに旧住所を記入されている方は、ご自分で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。

□ その他

①医療証等の取扱いについては、次のとおりです。

分からないことがある場合は、問合せ先にご確認ください。

- ・小児医療証、**親**福祉医療証をお持ちの方には、新住所が表示された医療証を、10月末ごろ郵送しますので、届きましたら、同封した返信用封筒で古い医療証を返送してください。
- ・児童扶養手当証書は、新住所が表示された証書を、11月上旬ごろ郵送します。

(問合せ先) 市役所こども総務課 ☎ 046-260-5608

- ②保険証等の取扱いについては、次の表のとおりです。
分らないことがある場合は、問合せ先にご確認ください。

【保険証等】

番号	保険の種類	保険証の名称	問合せ先	保険証の取扱い
1	国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者資格証明書 ・国民健康保険高齢受給者証 ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 	保険年金課 国保年金担当 保険給付担当 ☎ 046-260-5114 5115	①市役所で住所を変更します <u>ので、個人での届出は必要ありません。</u> ②平成22年10月末頃までに新しい被保険者証等を郵送します。 ③10月12日(火)以降、旧住所の被保険者証等も使用可能です。
2	後期高齢者医療保険	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・後期高齢者医療限度額認定証 ・後期高齢者医療特定疾病療養受領証 	保険年金課 高齢者保険担当 ☎ 046-260-5121 5122	
3	介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担限度額認定証 	介護保険課 介護給付担当 ☎ 046-260-5168 5169	

(2) 個人で手続する必要があるもの

次ページ以降の表に記載されているものは、法令等により皆さんに住所変更の手続をしていただくこととなります。

また、手続の内容によっては、同封の「住居表示通知書」が必要となります。

住居表示通知書がさらに必要な方は、10月12日(火)以降に、住居表示通知書と同じ効力を持つ「住居表示変更証明書」を市役所市民課、渋谷分室、中央林間連絡所、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所において無料で発行しますのでご利用ください。

なお、個人での手続については、住居表示実施後の平成22年10月12日(火)以降にお願いします。

(*) 次ページ以降の表1～17に記載されていない各種許可証・免許証・資格等及び勤務先、学校、取引銀行、生命保険会社等の住所変更については、それぞれの関係先にお問合せください。

(*) 申請・届出の書式は、関係官公署等の定める用紙または指示により手続してください。

平成22年10月12日(火)以降に手続きをしてください。

住所変更手続き先一覧表

【住民登録関係】

番号	手 続 の 内 容	手 続 先	必 要 書 類 等	期 限
1	住民基本台帳カード (写真付き)の住所変更	市民課証明交付担当 ☎046-260-5108	①住民基本台帳カード (写真付き) ②印鑑	実施後すみやかに
2	外国人登録証明書の住所変更	市民課戸籍担当 ☎046-260-5111	外国人登録証明書	実施後すみやかに

【年金関係】

番号	手 続 の 内 容	手 続 先	必 要 書 類 等	期 限
3	厚生年金被保険者の住所変更	勤務先	厚生年金被保険者住所変更届	実施後すみやかに
4	共済年金被保険者の住所変更	各共済組合	各共済組合へご確認ください。	実施後すみやかに
5	国民年金第3号被保険者の住所変更	厚生年金は勤務先、共済年金は各共済組合	国民年金第3号被保険者住所変更届	実施後すみやかに
6	国民・厚生年金受給権者の住所変更	相模原年金事務所 ☎042-745-8101 〒252-0388 相模原市南区相模大野6-6-6 (受付時間) 平日 午前8:30～午後5:15	年金受給権者住所・支払機関変更届 (14ページ参照)	実施後すみやかに
7	共済年金受給権者の住所変更	各共済組合	各共済組合へご確認ください。	実施後すみやかに
8	恩給受給者の住所変更	総務省人事・恩給局 ☎03-5273-1400 〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1 (受付時間) 平日 午前9:00～午後5:45	人事・恩給局へご確認ください。	実施後すみやかに

【保険関係】

番号	手 続 の 内 容	手 続 先	必 要 書 類 等	期 限
9	健康保険証の住所変更	全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合は勤務先	①健康保険証 ②住居表示通知書	実施後すみやかに

平成22年10月12日(火)以降に手続をしてください。

住所変更手続先一覧表

【自動車関係】

番号	手続の内容	手続先	必要書類等	期限
10	運転免許証の住所・本籍の変更	大和警察署 ☎046-261-0110 〒242-0021 大和市中央5-15-4 (受付時間) 平日 午前8:30～午後5:15	①運転免許証 ②住居表示通知書または住居表示変更証明書 ③土地の名称等変更証明書 ※代理人による申請も可能です。 (12, 13ページ参照)	実施後すみやかに
11	二輪車(125cc以下)・小型特殊自動車の所有者の住所変更	市民税課諸税担当 ☎046-260-5231	①標識交付証明書 ②印鑑 ③住居表示通知書	住所訂正を希望の方
12	軽自動車・軽二輪(125cc超～250cc以下)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所(四輪) ☎046-284-4550 (軽二輪) ☎046-285-1888 〒243-0303 愛甲郡愛川町 大字中津字桜台4071-5 (受付時間) 平日 午前8:45～午前11:45 午後1:00～午後4:00	①住居表示通知書 ②自動車検査証 ③自賠責証明書(軽二輪必要) ④申請書(有料) ⑤印鑑 ※申請手数料は無料	実施後すみやかに
13	自動車(軽自動車を除く)・二輪車(250cc超)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2037 〒243-0303 愛甲郡愛川町 大字中津字桜台7181 (受付時間) 平日 午前8:45～午前11:45 午後1:00～午後4:00	①住居表示通知書 ②自動車検査証 ③申請書(有料) ④印鑑 ※申請手数料は無料	実施後すみやかに

平成22年10月12日(火)以降に手続きをしてください。

住所変更手続き先一覧表

【登記関係】

番号	手続の内容	手続先	必要書類等	期限
14	不動産(土地、建物) 所有権登記名義人の住所変更	不動産の所在地を管轄する法務局 (大和市内の場合) 横浜地方法務局 大和出張所 ☎046-261-2645 〒242-0021 大和市中央1-5-20 (受付時間) 平日 午前8:30～午後5:15	①住居表示通知書 ②登記申請書 ③印鑑 ※登記申請書の作成方法については15ページ以降をご参照ください。 ※住民票等が必要となる場合があります。	・実施日より随時 ・売買等の登記手続きの際に合わせて
15	会社等の法人の所在地変更、法人の役員(株式会社の代表取締役、有限会社の取締役・監査役、合資会社・合名会社及び合同会社は登記されている社員全員)の住所変更	法人の所在地を管轄する法務局 (大和市内の場合) 横浜地方法務局 湘南支局 ☎0466-35-4620 〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3 (受付時間) 平日 午前8:30～午後5:15	①住居表示通知書 ②登記申請書 ③印鑑 ※登記申請書の作成方法については20ページ以降をご参照ください。	本店：実施日より 2週間以内 支店：実施日より 3週間以内

【その他】

番号	手続の内容	手続先	必要書類等	期限
16	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 の住所変更	障がい福祉課 障がい福祉担当 ☎046-260-5665	①身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑(窓口に来る人)	実施後来庁の際に
17	風俗営業、古物・質屋 営業、警備業、銃砲 刀剣類関係、探偵業 等に関する許可証や 証明書の住所・本籍・ 営業所在地等の記載 変更	大和警察署 046-261-0110 〒242-0021 大和市中央5-15-4 (受付時間) 平日 午前8:30～午後5:15	対象によって手続が異なるため、担当係までお問合せください。	実施日より随時

★ 運転免許証記載事項変更届の作成要領

〈本籍の取扱いについて〉

1. 今回の住居表示実施区域内に本籍のある方

→ 本籍の表し方が変わりますので、新本籍欄に記入が必要です。

(1) 住居表示実施前の本籍と住所が同じ場合（枝番まで一致する場合）

新本籍は、新しい町名と従来の地番で表します。下の例を参考に新本籍欄に記入してください。「土地の名称等変更証明書」を添付する必要はありません。

本籍の記載例

〈旧本籍〉 大和市 下 鶴 間 4 2 0 3 番地 1

〈新本籍〉 大和市 中央林間西五丁目 4 2 0 3 番地 1

新町名

(2) 住居表示実施前の本籍と住所が異なる場合

(本籍も住所も今回の住居表示実施区域内にあるが、それぞれ異なる所に置いている場合)

10月12日(火)以降に郵送する「土地の名称等変更証明書」を添付してください。

土地の名称等変更証明書の例

氏 名		大和 太郎	
本籍の表示	実施前	大和市 下 鶴 間 4 1 6 4 番地 1	○
	実施後	大和市 中央林間西四丁目 4 1 6 4 番地 1	○
変更の期日		平成22年10月12日	

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成22年10月12日

神奈川県大和市長 大木 哲 市長印

「運転免許証記載事項変更届」の
旧本籍欄、新本籍欄
にそれぞれ記入

2. 今回の住居表示実施区域外に本籍のある方

→ 本籍の表し方は変わりませんので、新本籍欄に記入は不要です。

運転免許証記載事項変更届の書式例

運転免許証記載事項変更届 (県内用)

神奈川県公安委員会 殿
年 月 日

※ 太線の枠内のみ記入してください。

折り曲げないでください

副署長 課長代理	届出年月日	○年 ○月 ○日	電	屋間の連絡先(携帯可)
	本人氏名	大和 太郎	話	(000) 0000
課長 課長補佐	代理人氏名	続柄(本人)	電	
	代理人住所		話	

課員	新しく変わった事項のみ記入してください。	
フリガナ		
受付	新氏名	
	新本籍 (国籍)	大和市中心林間西五丁目4203番地1
	新住所	大和市中心林間西五丁目3番1号
	その他 (生年月日) (性別)	

下枠内は、免許証の登録のとおり全部記入してください。

変更事項 氏名 本籍 住所 その他訂正	フリガナ	ヤマト タロウ	男	生年月日	大	○年 ○月 ○日	
	氏名	大和 太郎	女	平	○年 ○月 ○日		
	本籍 (国籍)	※ICカード免許証の方も必ず記入してください。 大和市中心鶴間4203番地1					
	住所	大和市中心鶴間4203番地1					
	交付	平成○年 ○月 ○日 -	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○年 ○月 ○日まで有効			
	免許証 番号	第	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	号	交付公安委員会 公安委員会		
	色別	6. 金 7. 青 8. 緑					

★ 国民・厚生年金受給権者住所変更届の作成要領

国民・厚生年金を受給されている方は、住居表示の実施に伴い住所が変わるため、相模原年金事務所へ年金受給権者住所・支払機関変更届を提出する必要があります。

今回、「住居表示のしおり」に同封しました年金受給権者住所・支払機関変更届(A4判)に、下記の記載例を参照して必要事項を記入し、同封してある市役所宛返信用封筒で12月末までにご返送いただいた変更届を、市役所保険年金課で取りまとめ、相模原年金事務所へ提出いたします。

なお、12月末を経過した場合は、申し訳ありませんが、年金受給権者住所・支払機関変更届を、ご自分で、相模原年金事務所へご提出ください。

変更届用紙が足りない場合は、コピーしていただくか、下記市役所保険年金課国保年金担当へご請求ください。

年金受給権者住所・支払機関変更届 記載例

年金証書の基礎年金番号と年金コード (14桁)

2つ以上年金を受給している方は、年金コードの欄に受給している年金コードを全て記入してください。

届出年月日

生年月日

新しい郵便番号

電話番号

住居表示実施後の新住所

氏名 (本人の署名。代理人が記入した場合は押印が必要です。)

この部分に記入する必要はありません。

年金についての問合せ先

相模原年金事務所

〒252-0388 相模原市南区相模大野6-6-6

☎ 042-745-8101 (受付時間 平日 午前 8:30 ~ 午後 5:15)

市役所保険年金課国保年金担当

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1

☎ 046-260-5114, 5116 (受付時間 平日 午前 8:30 ~ 午後 5:15)

★ 登記申請書の作成要領

1. 土地・建物登記申請書の作り方

- ・下記の【記載事項】及び16～19ページの書式例を参照し、**太字の箇所**を記入してください。
- ・数字は「**0 1 2 3 4 5 6 7 8 9**」を用いて記入してください。
- ・登記申請書は1枚作成し、登記原因証明情報(「住居表示通知書」または「住居表示変更証明書」のことです)を添付して、法務局(登記所)に提出(**郵送可**)してください。
登記完了後、登記完了証が交付(あて先を書いた封筒及び返信用の切手を提出すれば郵送可)されます。

※不動産所有権登記名義人の住所変更は、売買、抵当権設定などの事由が生じたときに
手続をされても結構です。

【記載事項】

(1) 変更後の事項

住居表示で変更になった**新しい住所**を記入してください。

(2) 申請人

新しい住所、氏名、連絡先の電話番号を記入し、押印(認め印で結構ですが、**スタンプ形式は不可**です)してください。

共有者の方で変更後の住所が同じ場合は、連名で住所・氏名を記入し、押印してください。(3人以上で共有の場合は、3人目以降は余白に住所・氏名を記入し、押印してください。)

※場合によっては共有者それぞれ分けて申請していただくことがあります。詳しくは法務局(登記所)にお問合せください。

(3) 添付書類

登記原因証明情報(「住居表示通知書」または「住居表示変更証明書」のことです)を各申請人分添付してください。なお、「住居表示通知書」等に記載されている氏名や変更前の住所が登記と異なる場合は、その移転等を証明するもの(住民票や登記簿謄(抄)本等)も必要となります。詳しくは法務局(登記所)にお問合せください。

(4) 申請年月日

法務局(登記所)へ提出する年月日を記入してください。

(5) 不動産の表示

皆さんがお持ちの登記済証(権利証)を参照し、記入してください。

ただし、実施区域内の土地・建物について申請する場合は、**所在欄・家屋番号欄(区分建物の場合)**には**新しい町名**を記入してください。

手続の詳細については法務局にお尋ねください。

【管轄の法務局】

大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の不動産については、大和出張所の管轄です。

横浜地方法務局 大和出張所 〒242-0021 大和市中央1-5-20

☎ 046-261-2645

(受付時間) 平日 午前8:30 ~ 午後5:15

書式例 1 土地と建物を同時に申請する場合

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成22年10月12日 住居表示実施

住居表示後の
所有者の住所

変更後の事項 住所 大和市 中央林間西 **五**丁目**3**番 **1**号

申請人 住所 大和市 中央林間西 **五**丁目**3**番 **1**号

氏名 **大和 太郎**

認印

捨印

連絡先の電話番号 **046-000-0000**

住居表示通知書または
住居表示変更証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 **1**通

平成**00**年**00**月**00**日申請 横浜地方法務局大和出張所

申請書提出年月日
(手続は実施日以降)

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

土地の表示

所在	地番	地目	地積
大和市中央林間西 五 丁目	4203 番 1	宅地	123.45 m ²
大和市中央林間西 丁目			m ²
大和市中央林間西 丁目			m ²

新町名を記入

町名以外は、皆さんがお持ちの
登記済証（権利証）のとおり
に記載してください。

建物の表示

所在	大和市中央林間西 五 丁目 4203 番地 1				
家屋番号	4203 番 1	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 78.90 m ²	2階	67.89 m ²		

書式例 2 共有の土地と建物を同時に申請する場合

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成22年10月12日 住居表示実施

変更後の事項 **共有者 大和太郎 及び 大和花子の**
住所 大和市 中央林間西 **五** 丁目 **3** 番 **1** 号

申請人 住所 大和市 中央林間西 **五** 丁目 **3** 番 **1** 号

氏名 **大和 太郎**

連絡先の電話番号 **046-000-0000**

大和市中心林間西五丁目3番1号

大和 花子

添付書類 登記原因証明情報 **2** 通

平成**00**年**00**月**00**日申請 横浜地方法務局大和出張所

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

土地の表示

所在	地番	地目	地積
大和市中心林間西 五 丁目	4203 番 1	宅地	123.45 m ²
大和市中心林間西 丁目			m ²
大和市中心林間西 丁目			

建物の表示

所在	大和市中心林間西 五 丁目 4203 番地 1				
家屋番号	4203 番 1	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 78.90 m ²	2階	67.89 m ²		

住居表示後の
所有者の住所

捨印

認印

住居表示通知書または
住居表示変更証明書を添付

申請書提出年月日
(手続は実施日以降)

新町名を記入

町名以外は、皆さんがお持ちの
登記済証(権利証)のとおり
に記載してください。

書式例 3 敷地権のある区分建物の場合

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成22年10月12日 住居表示実施

変更後の事項 住所 大和市 中央林間西 **五丁目 3** 番 **1-123** 号

申請人 住所 大和市 中央林間西 **五丁目 3** 番 **1-123** 号

氏名 **大和 太郎** 認印

捨印

連絡先の電話番号 **046-000-0000**

添付書類 登記原因証明情報 **1** 通 住居表示通知書または
住居表示変更証明書を添付

平成**00**年**00**月**00**日申請 横浜地方法務局大和出張所

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税 申請書提出年月日
(手続は実施日以降)

不動産の表示

一棟の建物の表示

所在	大和市中央林間西 五 丁目 4203 番地 1
建物の名称	中央林間西マンション

新町名を記入

専有部分の建物の表示

家屋番号	中央林間西 五 丁目 4203 番 1 の 123	建物の名称	123
種類	居宅	構造	鉄筋コンクリート造 1 階建
床面積	1 階部分	98.76 m ²	

町名以外は、皆さんがお持ちの
登記済証（権利証）のとおり
に記載してください。

敷地権の表示

所在及び地番	地目	地積	敷地権の種類	敷地権の割合
大和市中央林間西 五 丁目 4203 番 1	宅地	6543.21 m ²	所有権	54321 分の 321
大和市中央林間西 丁目 番		m ²		分の
大和市中央林間西 丁目 番		m ²		分の

書式例 4 共有の敷地権のある区分建物の場合

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成22年10月12日 住居表示実施
共有者 大和太郎 及び 大和花子の

変更後の事項 住所 大和市 中央林間西 **五丁目 3** 番 **1-123** 号

住居表示後の
所有者の住所

申請人 住所 大和市 中央林間西 **五丁目 3** 番 **1-123** 号

氏名 **大 和 太 郎** ◎

連絡先の電話番号 **046-000-0000**

◎

捨印

認印

大和市中央林間西五丁目3番1-123号
大 和 花 子 ◎

添付書類 登記原因証明情報 **2通**

住居表示通知書または
住居表示変更証明書を添付

平成**00**年**00**月**00**日申請 横浜地方法務局大和出張所

申請書提出年月日
(手続は実施日以降)

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

一棟の建物の表示

所 在	大和市中央林間西 五 丁目 4203 番地 1
建物の名称	中央林間西マンション

新町名を記入

専有部分の建物の表示

家屋番号	中央林間西 五 丁目 4203 番 1 の 123	建物の名称	123
種 類	居 宅	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建
床 面 積	1 階部分	98.76 m ²	

町名以外は、皆さんがお持ちの
登記済証（権利証）のとおり
に記載してください。

敷地権の表示

所在及び地番	地 目	地 積	敷地権の種類	敷地権の割合
大和市中央林間西 五 丁目 4203 番 1	宅地	6543.21 m ²	所有権	54321 分の 321
大和市中央林間西 丁目 番		m ²		分の
大和市中央林間西 丁目 番		m ²		分の

2. 法人登記申請書の作り方

- ・ 21～23ページの書式例を参照し、**太字の箇所**を記入してください。
- ・ 数字は「**0 1 2 3 4 5 6 7 8 9**」を用いて記入してください。
- ・ 法人の本店と役員の住所が、いずれも今回の住居表示実施区域内にある場合は、21ページの書式例のとおり**1枚**で申請できます。なお、住所の変更を証明する「住居表示通知書」または「住居表示変更証明書」については、**法人及び役員個人のものそれぞれ**が必要となります。
- ・ 変更登記の対象となる「役員」とは、株式会社の場合は代表取締役、有限会社の場合は取締役・監査役、合資会社・合名会社及び合同会社の場合は登記されている社員全員です。
- ・ 変更登記の申請人は、株式会社の場合は代表取締役、有限会社で代表取締役を置いている場合は代表取締役、代表取締役を置いていない場合は法務局に印鑑を登録している取締役です。

法人に関しては、**所在変更登記や対象となる役員の住所変更登記の手続が法律で義務づけられていますので、本店は2週間、支店は3週間以内に手続をしてください。(郵送可)**

※本店が実施区域外でも支店が実施区域内にある場合は、本店の所在地を管轄している法務局で所在地変更登記が必要となります。

手続の詳細については法務局にお尋ねください。

【管轄の法務局】

大和市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡(寒川町)、愛甲郡(愛川町・清川村)の法人については、**湘南支局**の管轄です。

横浜地方法務局 湘南支局

〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3

☎ 0466-35-4620

(受付時間) 平日 午前8:30 ~ 午後5:15

JR東海道線「辻堂」駅東口改札北口出口から徒歩5分。

※来庁の際には、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

「株式会社」、
「有限会社」等と記入

株式会社 変更登記申請書

会社の実印

不要な文字は
二重線で抹消



電話番号 **046-000-0000**

連絡先を記載

1. 商号 **〇〇株式会社**

1. 本店 神奈川県大和市下鶴間 **4203** 番地 **1**

~~1. 支店 神奈川県大和市下鶴間 番地~~

住居表示前の
本店所在地

1. 登記の事由 住居表示の実施による **代表取締役** の住所変更
本店 ~~支店~~ の変更

1. 登記すべき事項 平成22年10月12日住居表示の実施による

代表取締役 大和 太郎 の住所変更

住居表示後の
代表取締役の住所

神奈川県大和市中心林間西 **五** 丁目 **三** 番 **一** 号

住居表示後の
本店所在地

平成22年10月12日住居表示の実施による 本店 ~~支店~~ 変更

神奈川県大和市中心林間西 **五** 丁目 **三** 番 **一** 号

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 住居表示変更証明書（または住居表示通知書） **2** 通

会社と代表取締役
それぞれの住居表示
通知書を添付

~~委任状 通~~

上記のとおり登記の申請をします。

申請書提出年月日
(手続は実施日以降)

本人申請の場合不要

平成 **〇〇** 年 **〇〇** 月 **〇〇** 日

住居表示後の
本店所在地

申請人 本店 神奈川県大和市中心林間西 **五** 丁目 **三** 番 **一** 号

商号 **〇〇株式会社**

代表取締役 住所 神奈川県大和市中心林間西 **五** 丁目 **三** 番 **一** 号

~~取締役~~

氏名 **大和 太郎**

住居表示後の
代表取締役の住所

~~上記代理人 住所~~

~~氏名~~

会社の実印



本人申請の場合不要

横浜地方法務局湘南支局 御中

「株式会社」、
「有限会社」等と記入

株式会社 変更登記申請書

会社の実印

不要な文字は
二重線で抹消



電話番号 **046-000-0000**

連絡先を記載

1. 商号 **〇〇株式会社**

1. 本店 神奈川県大和市下鶴間 **4203** 番地 **1**

~~1. 支店 神奈川県大和市下鶴間 番地~~

住居表示前の
本店所在地

1. 登記の事由 住居表示の実施による ~~住所変更~~
本店 ~~支店~~ の変更

1. 登記すべき事項 ~~平成22年10月12日住居表示の実施による~~
~~住所変更~~
~~神奈川県大和中央林間西 丁目 番 号~~

住居表示後の
本店所在地

平成22年10月12日住居表示の実施による 本店 ~~支店~~ 変更
神奈川県大和中央林間西 **五** 丁目 **3** 番 **1** 号

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 住居表示変更証明書（または住居表示通知書） **1** 通

会社の住居表示
通知書を添付

~~委任状~~ ~~通~~

上記のとおり登記の申請をします。

申請書提出年月日
(手続は実施日以降)

本人申請の場合不要

平成 **00** 年 **00** 月 **00** 日

住居表示後の
本店所在地

申請人 本店 神奈川県大和中央林間西 **五** 丁目 **3** 番 **1** 号

商号 **〇〇株式会社**

代表取締役 住所 神奈川県大和中央林間西 **五** 丁目 **3** 番 **1** 号

氏名 **大和 太郎**

住居表示後の
代表取締役の住所

~~上記代理人 住所~~

~~氏名~~

会社の実印



本人申請の場合不要

横浜地方法務局湘南支局 御中

「株式会社」、
「有限会社」等と記入

株式会社 変更登記申請書

会社の実印

不要な文字は
二重線で抹消



電話番号 **046-000-0000**

連絡先を記載

1. 商号 **〇〇株式会社**

1. 本店 神奈川県大和市下鶴間 **4203** 番地 **1**

~~1. 支店 神奈川県大和市下鶴間 番地~~

住居表示前の
本店所在地

1. 登記の事由 住居表示の実施による **代表取締役** の住所変更

~~本店・支店の変更~~

1. 登記すべき事項 平成22年10月12日住居表示の実施による

代表取締役 大和 太郎 の住所変更

住居表示後の
代表取締役の住所

神奈川県大和市中中央林間西 **五** 丁目 **3** 番 **1** 号

~~平成22年10月12日住居表示の実施による本店・支店変更
神奈川県大和市中中央林間西 丁目 番 号~~

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 住居表示変更証明書（または住居表示通知書） **1** 通

~~委任状 通~~

代表取締役の
住居表示通知書
を添付

上記のとおり登記の申請をします。

申請書提出年月日
(手続は実施日以降)

本人申請の場合不要

平成 **00** 年 **00** 月 **00** 日

住居表示後の
本店所在地

申請人 本店 神奈川県大和市中中央林間西 **五** 丁目 **3** 番 **1** 号

商号 **〇〇株式会社**

代表取締役 住所 神奈川県大和市中中央林間西 **五** 丁目 **3** 番 **1** 号

~~取締役~~

氏名 **大和 太郎**



住居表示後の
代表取締役の住所

~~上記代理人 住所~~

~~氏名~~

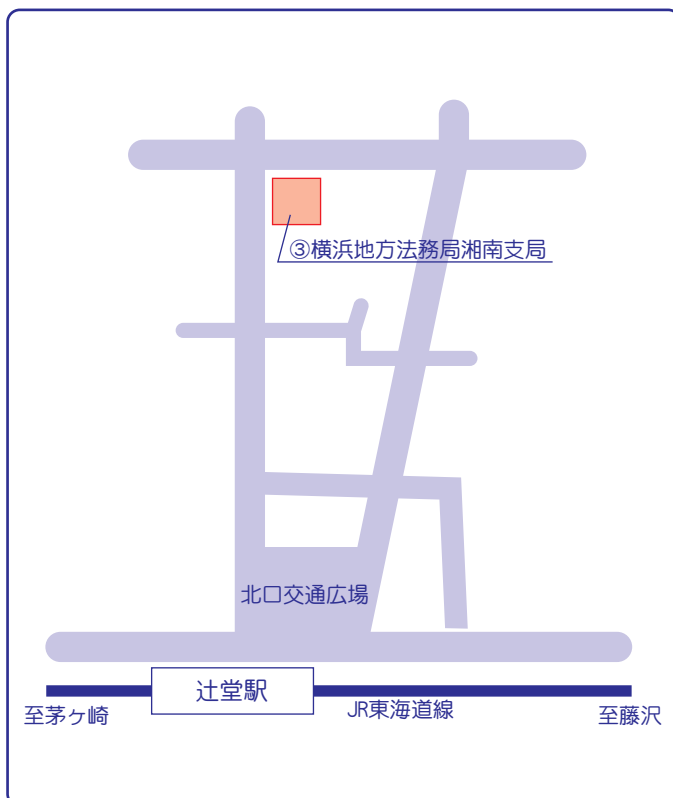
会社の実印



本人申請の場合不要

横浜地方法務局湘南支局 御中

関係機関位置図



- ①横浜地方法務局大和出張所
〒242-0021 大和市中央1-5-20
☎ 046-261-2645
- ②大和警察署
〒242-0021 大和市中央5-15-4
☎ 046-261-0110
- ③横浜地方法務局湘南支局
〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3
☎ 0466-35-4620
- ④相模自動車検査登録事務所
〒243-0303 愛甲郡愛川町大字中津字桜台7181
☎ 050-5540-2037
- ⑤軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所
〒243-0303 愛甲郡愛川町大字中津字桜台4071-5
☎ 046-284-4550 (四輪)
☎ 046-285-1888 (軽二輪)

住居表示に関する問合せ先

大和市役所 街づくり計画部 街づくり計画課 都市計画担当

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号

☎ 046-260-5443

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/shinsa/jyuukyohyouji.html>